

## IV その他の試験



# 1. 水道用薬品類の品質試験

# 水道用薬品の規格試験

試験品名	水道用水酸化カルシウム			
試験目的	水道用薬品規格試験			
試験年月日	令和4年 7月 25日 ~ 令和4年 7月 28日			
試験方法	日本水道協会規格 K107：2005			
No.	項目	単位	規格	試験結果
1	外観	-	白色の粉末<仕様書>	白色の粉末
2	酸化カルシウム	%	72以上	73.0
3	ふるい残分	%	5以下	0.40

試験品名	水道用次亜塩素酸ナトリウム			
試験目的	水道用薬品規格試験			
試験年月日	令和4年 7月 25日 ~ 令和4年 7月 28日			
試験方法	日本水道協会規格 K120：2008-2			
No.	項目	単位	規格	試験結果
1	外観	-	淡黄色の透明な液体	淡黄色の透明な液体
2	有効塩素	%	12.0以上	13.1
3	遊離アルカリ	%	2以下	0.36
4	密度（比重）（20℃）	-	1.16以下	1.13
5	塩素酸	mg/kg	4000以下	3500
6	臭素酸	mg/kg	50以下	25
7	塩化ナトリウム	%	4.0以下<仕様書>	1.8

試験品名	水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム			
試験目的	水道用薬品規格試験			
試験年月日	令和4年 9月 5日 ~ 令和4年 9月 9日			
試験方法	日本水道協会規格 K154:2016			
No.	項目	単位	規格	試験結果
1	外観	-	無色～黄色がかった 薄い褐色の透明な液体	無色～黄色がかった 薄い褐色の透明な液体
2	比重 (20℃)	-	1.19以上	1.20
3	酸化アルミニウム (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )	%	10.0～11.0	10.1
4	塩基度	%	65～75<仕様書>	68
5	pH値 (1w/v%溶液)	-	3.5～5.0	4.3
6	硫酸イオン (SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	%	3.5以下	2.0
7	凝集性能 (上澄水濁度)	度	0.5以下<仕様書>	0.1未満

試験品名	水道用ポリ塩化アルミニウム			
試験目的	水道用薬品規格試験			
試験年月日	令和4年 7月 25日 ~ 令和4年 7月 28日			
試験方法	日本水道協会規格 K154:2016			
No.	項目	単位	規格	試験結果
1	外観	-	無色～黄色がかった 薄い褐色の透明な液体	薄黄褐色の透明な液体
2	比重 (20℃)	-	1.19以上	1.21
3	酸化アルミニウム (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )	%	10.0～11.0	10.5
4	塩基度	%	56～75<仕様書>	61
5	pH値 (1w/v%溶液)	-	3.5～5.0	4.2
6	硫酸イオン (SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	%	3.5以下	2.9
7	凝集性能 (上澄水濁度)	度	0.5以下<仕様書>	0.4
8	混合試験※1	-	-	試験せず

※1 混合試験は、規格試験範囲外

試 験 品 名	水道用炭酸ナトリウム			
試 験 目 的	水道用薬品規格試験			
試 験 年 月 日	令和4年 7月 25日 ~ 令和4年 7月 28日			
試 験 方 法	日本水道協会規格 K108 : 2005			
No.	項目	単位	規格	試験結果
1	外観	-	白色の粉末<仕様書>	白色の粉末
2	全アルカリ	%	99以上	99.2
3	加熱減量	%	5以下	1.5

試 験 品 名	水道用粉末活性炭			
試 験 目 的	水道用薬品規格試験			
試 験 年 月 日	令和5年 2月 28日			
試 験 方 法	日本水道協会規格 K113 : 2005-2			
No.	項目	単位	規格	試験結果
1	ヨウ素吸着性能	mg/g	900以上<仕様書>	940

水道施設の技術的基準を定める省令（第1条第16号）による水道用薬品試験

試 験 品 名	水道用水酸化カルシウム（消石灰）			
試 験 目 的	水道用薬品評価試験			
試 験 期 日	令和4年 7月 25日 ～ 令和4年 7月 28日			
試 験 方 法	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン <small>（最終改正令和2年3月（厚生労働省））</small>			
No.	項目	単位	評価基準	試験結果
1	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003以下	0.00010
2	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005以下	0.000005未満
3	セレン及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
5	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
6	六価クロム化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満
7	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004以下	0.0004未満
8	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001以下	0.0001未満
9	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0以下	0.1未満
10	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満
11	四塩化炭素	mg/L	0.0002以下	0.00002未満
12	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005以下	0.0005未満
13	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004以下	0.0004未満
14	ジクロロメタン	mg/L	0.002以下	0.0002未満
15	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001以下	0.0001未満
16	トリクロロエチレン	mg/L	0.001以下	0.0001未満
17	ベンゼン	mg/L	0.001以下	0.0001未満
18	塩素酸	mg/L	0.4以下	0.04未満
19	臭素酸	mg/L	0.005以下	0.0005未満
20	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満
21	鉄及びその化合物	mg/L	0.03以下	0.003
22	銅及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満
23	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005以下	0.0021
24	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.002未満
25	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005以下	0.0005未満
26	フェノール類	mg/L	0.0005以下	0.00005未満
27	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3以下	0.04
28	味	-	異常でないこと	異常なし
29	臭気	-	異常でないこと	異常なし
30	色度	度	0.5以下	0.1未満
31	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満
32	ウラン及びその化合物	mg/L	0.0002以下	0.00002未満
33	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.002以下	0.0003
34	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004以下	0.00004未満
35	銀及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満
36	バリウム及びその化合物	mg/L	0.07以下	0.007未満
37	モリブデン及びその化合物	mg/L	0.007以下	0.0007未満

試 験 品 名	水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム (PAC)			
試 験 目 的	水道用薬品評価試験			
試 験 期 日	令和 4年 9月 5日 ~ 令和 4年 9月 9日			
試 験 方 法	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン <small>(最終改正令和2年3月(厚生労働省))</small>			
No.	項目	単位	評価基準	試験結果
1	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003以下	0.00003未満
2	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005以下	0.000005未満
3	セレン及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
5	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
6	六価クロム化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満
7	鉄及びその化合物	mg/L	0.03以下	0.006
8	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005以下	0.0005未満
9	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満
10	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満

試 験 品 名	水道用ポリ塩化アルミニウム (PAC)			
試 験 目 的	水道用薬品評価試験			
試 験 期 日	令和 4年 7月 25日 ~ 令和 4年 7月 28日			
試 験 方 法	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン <small>(最終改正令和2年3月(厚生労働省))</small>			
No.	項目	単位	評価基準	試験結果
1	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003以下	0.00003未満
2	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005以下	0.000005未満
3	セレン及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
5	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
6	六価クロム化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満
7	鉄及びその化合物	mg/L	0.03以下	0.003
8	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005以下	0.0005未満
9	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満
10	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満



試 験 品 名	水道用炭酸ナトリウム（ソーダ灰）			
試 験 目 的	水道用薬品評価試験			
試 験 期 日	令和 4年 7月 25 日 ～ 令和 4年 7月 28 日			
試 験 方 法	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン <small>（最終改正令和2年3月（厚生労働省））</small>			
No.	項目	単位	評価基準	試験結果
1	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003以下	0.00003未満
2	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005以下	0.000005未満
3	セレン及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
5	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
6	六価クロム化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満
7	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004以下	0.0004未満
8	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001以下	0.0001未満
9	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0以下	0.1未満
10	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満
11	四塩化炭素	mg/L	0.0002以下	0.00002未満
12	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005以下	0.0005未満
13	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004以下	0.0004未満
14	ジクロロメタン	mg/L	0.002以下	0.0002未満
15	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001以下	0.0001未満
16	トリクロロエチレン	mg/L	0.001以下	0.0001未満
17	ベンゼン	mg/L	0.001以下	0.0001未満
18	塩素酸	mg/L	0.4以下	0.04未満
19	臭素酸	mg/L	0.005以下	0.0005未満
20	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満
21	鉄及びその化合物	mg/L	0.03以下	0.003未満
22	銅及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満
23	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005以下	0.0005未満
24	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.002未満
25	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005以下	0.0005未満
26	フェノール類	mg/L	0.0005以下	0.00005未満
27	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3以下	0.03未満
28	味	-	異常でないこと	異常なし
29	臭気	-	異常でないこと	異常なし
30	色度	度	0.5以下	0.1未満
31	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満
32	ウラン及びその化合物	mg/L	0.0002以下	0.00002未満
33	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満
34	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004以下	0.00004未満
35	銀及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満
36	バリウム及びその化合物	mg/L	0.07以下	0.007未満
37	モリブデン及びその化合物	mg/L	0.007以下	0.0007未満

試 験 品 名	水道用次亜塩素酸ナトリウム			
試 験 目 的	水道用薬品評価試験			
試 験 期 日	令和 4年 7月 25 日 ~ 令和 4年 7月 28 日			
試 験 方 法	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン <small>(最終改正令和2年3月(厚生労働省))</small>			
No.	項目	単位	評価基準	試験結果
1	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003以下	0.00003未満
2	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005以下	0.000005未満
3	セレン及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
5	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
6	六価クロム化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満
7	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004以下	0.0004未満
8	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001以下	0.0001未満
9	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0以下	0.1未満
10	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満
11	四塩化炭素	mg/L	0.0002以下	0.00002未満
12	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005以下	0.0005未満
13	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004以下	0.0004未満
14	ジクロロメタン	mg/L	0.002以下	0.0002未満
15	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001以下	0.0001未満
16	トリクロロエチレン	mg/L	0.001以下	0.0001未満
17	ベンゼン	mg/L	0.001以下	0.0001未満
18	塩素酸	mg/L	0.4以下	0.37
19	臭素酸	mg/L	0.005以下	0.0024
20	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満
21	鉄及びその化合物	mg/L	0.03以下	0.003未満
22	銅及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満
23	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005以下	0.0005未満
24	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.002未満
25	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005以下	0.0005未満
26	フェノール類	mg/L	0.0005以下	0.00005未満
27	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3以下	0.03未満
28	味	-	異常でないこと	異常なし
29	臭気	-	異常でないこと	異常なし
30	色度	度	0.5以下	0.1未満
31	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満
32	ウラン及びその化合物	mg/L	0.0002以下	0.00002未満
33	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満
34	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004以下	0.00004未満
35	銀及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満
36	バリウム及びその化合物	mg/L	0.07以下	0.007未満
37	モリブデン及びその化合物	mg/L	0.007以下	0.0007未満

試 験 品 名	水道用粉末活性炭			
試 験 目 的	水道用薬品評価試験			
試 験 期 日	令和5年 3月 1日 ~ 令和5年 3月 2日			
試 験 方 法	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン <small>(最終改正令和2年3月(厚生労働省))</small>			
No.	項目	単位	評価基準	試験結果
1	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003以下	0.00003未満
2	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005以下	0.000005未満
3	セレン及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
5	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001以下	0.0001未満
6	六価クロム化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満
7	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満
8	銅及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満
9	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005以下	0.0005未満
10	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満
11	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.002以下	0.0002未満



## 2. 漏水及びお問い合わせに係る調査件数

# 漏水及びお問い合わせに係る調査件数

(令和4年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
漏水調査		1								2		2	5
お問い合わせ	4	8	14	4	5	4	8	3	5	6	6	5	72
濁り・色			1	1		1	1			1		1	6
臭気・味	4	3	3	1		1	1	3	3	2	4		25
異物			3		1	1					1	1	7
その他		5	7	2	4	1	6		2	3	1	3	34